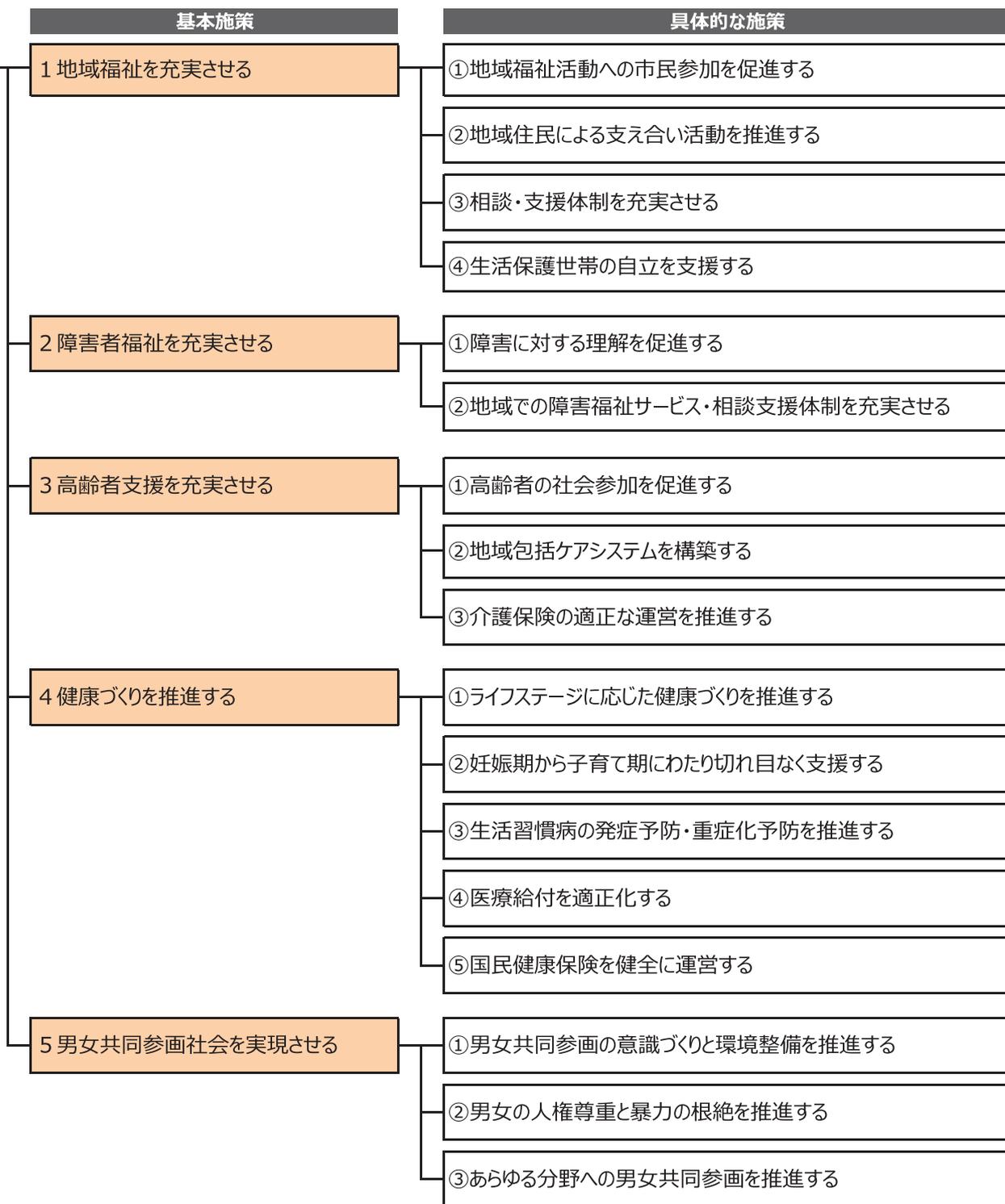


基本政策 3 誰もが生き生きと暮らすために

- 基本施策 3 - 1 地域福祉を充実させる
- 基本施策 3 - 2 障害者福祉を充実させる
- 基本施策 3 - 3 高齢者支援を充実させる
- 基本施策 3 - 4 健康づくりを推進する
- 基本施策 3 - 5 男女共同参画社会を実現させる

基本政策3 誰もが生き生きと暮らすために





基本施策 3 - 1 地域福祉を充実させる

現状

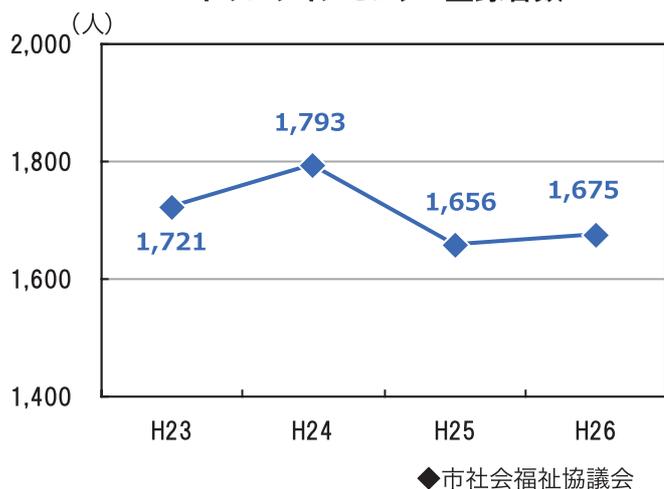
地域の自治会加入者が減少する中、新住民と旧住民、世代間での交流機会が減る傾向にあり、また、少子高齢化や核家族化がさらに進み、高齢者のみの世帯が増加しています。

こうした中、地域福祉においては、災害時における助け合いや住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる支援体制の構築など、人と人とのつながりや地域による相互扶助がより求められています。

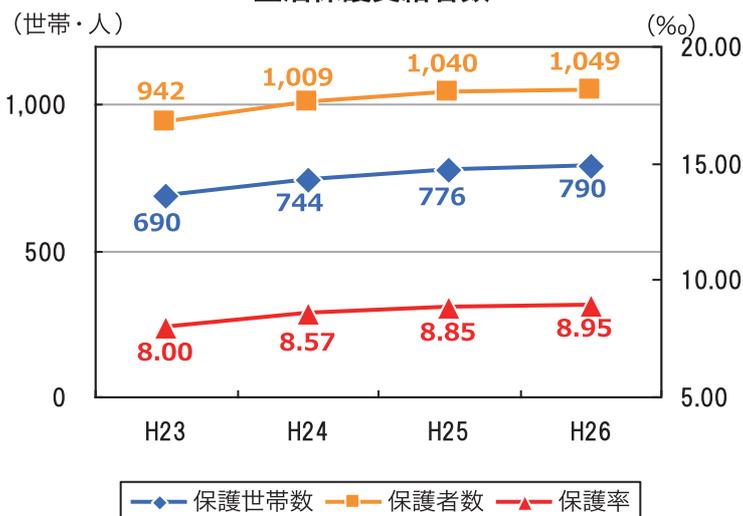
また、社会・経済情勢の急激な変化によって、若年者からの生活困窮の相談も増加傾向にあります。特に近年は、非正規雇用の割合の増加など、就労により十分な収入が得られないため、生活が困窮するケースも少なくありません。

配偶者等からの暴力（DV）については、相談件数が増加しており、その内容も複雑・多様化していることから、相談・支援体制の充実が求められています。

ボランティアセンター登録者数



生活保護受給者数



課題

市民主体の地域福祉の推進	→	①地域福祉活動への市民参加を促進する
住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域社会づくり		
DV 予防教育の充実と相談窓口の周知	→	③相談・支援体制を充実させる
相談件数の増加と相談内容の複雑・多様化への対応		
生活困窮者への支援		
被保護者の稼働能力の活用	→	④生活保護世帯の自立を支援する

具体的な施策

①地域福祉活動への市民参加を促進する

②地域住民による支え合い活動を推進する

③相談・支援体制を充実させる

④生活保護世帯の自立を支援する

目指すまちの姿

人と人がつながりを深め、相互に助け合い、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を続けられるまちになっています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	R4 (目標年度)	
① 地域福祉活動への市民参加を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等との協働による地域福祉の推進 ・ボランティアの育成支援 	ボランティアセンター登録者数	1,675人	2,000人	社会福祉課
② 地域住民による支え合い活動を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による重層的な生活支援が提供できる体制整備 ・災害時の避難行動要支援者支援体制の整備 	地域住民助け合い活動団体数	0団体	50団体	高齢福祉課 社会福祉課
③ 相談・支援体制を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みごと困りごと相談窓口の設置及び充実 ・自立相談員による相談支援 ・自立相談支援及び家計相談支援 ・DV被害者支援・相談体制の充実 	悩みごと困りごと相談窓口設置数	3か所	5か所	社会福祉課 子育て支援課
④ 生活保護世帯の自立を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携強化 ・就労支援員による相談支援 	生活保護世帯の自立件数	18件/年	25件/年	社会福祉課



地域福祉計画策定時に開催した地域座談会



福祉相談窓口

関連する計画

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画(平成29～33年度)
第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(平成29～33年度)



基本施策 3-2 障害者福祉を充実させる

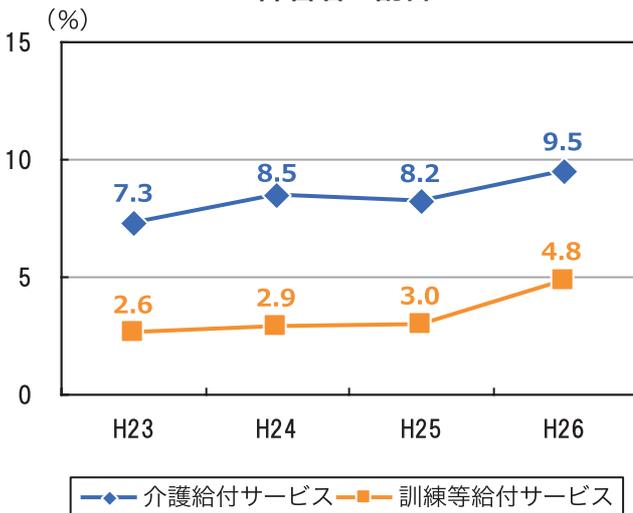
現状

障害や障害者への住民の理解は徐々に広まっていますが、社会的な誤解や偏見、障害や障害者に対する無関心は依然として存在しています。このような中、地域社会において障害者に対する理解を深めることが求められています。

障害者が地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、障害福祉サービス等を適切に利用していく必要があります。しかし、多様化する福祉ニーズに対応するため充実が図られてきた福祉サービスは制度が複雑となっているため、個人の障害特性や生活リズムに適したサービスに結びつけるための身近な相談支援機能の充実は不可欠です。

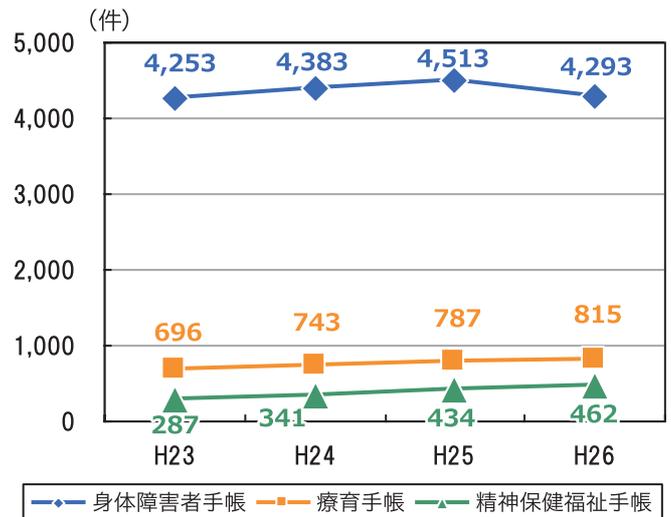
また、地域生活においては、グループホームなどの居住支援や日中の活動場所となる事業所の充実、さらに、養護者と障害者の高齢化に伴う不安に対する対策が求められています。

障害福祉サービスを利用している障害者の割合



◆社会福祉課調べ

障害者手帳交付者数



◆社会福祉課調べ

(H25～26に住民基本台帳との突合により死亡者等を削除したため減少しています)

課題

- 障害に対する偏見や差別の解消
- 相談支援体制の充実
- 地域生活支援体制の充実
- 当事者及び保護者の高齢化対策の実施

具体的な施策

- ①障害に対する理解を促進する
- ②地域での障害福祉サービス・相談支援体制を充実させる

目指すまちの姿

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域とのつながりの中で、自立した生活を送れるまちになっています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	R4 (目標年度)	
① 障害に対する理解を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法*の普及啓発 ・ 障害者の社会参加の促進 ・ 障害者団体へのPR活動 	障害者差別解消等研修延べ参加者数	0人	1,000人	社会福祉課
② 地域での障害福祉サービス・相談支援体制を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹型相談支援センター*の設置 ・ 相談支援専門員の人材育成 ・ 成年後見制度*の利用 ・ 障害福祉サービスの充実 ・ 緊急時受入先の確保 	介護給付サービス利用者割合	9.5%	12%	社会福祉課



自立支援協議会による参加型イベント



手話サークルの活動

関連する計画

障害者計画（第2期～第3期：平成24～35年度）

障害福祉計画（第4期～第6期：平成27～35年度）

※障害者差別解消法：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の省略で、障害を理由として、障害者でない人と比べて不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利を侵害することを禁止している。

※基幹型相談支援センター：地域の相談支援の拠点として、総合的な相談を行い、事業所や関係機関との連携を通じて地域の相談支援体制の強化を図る機関

※成年後見制度：障害等により判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や生活に必要な契約などの法律行為を支援したり代理したりする制度



基本施策 3-3 高齢者支援を充実させる

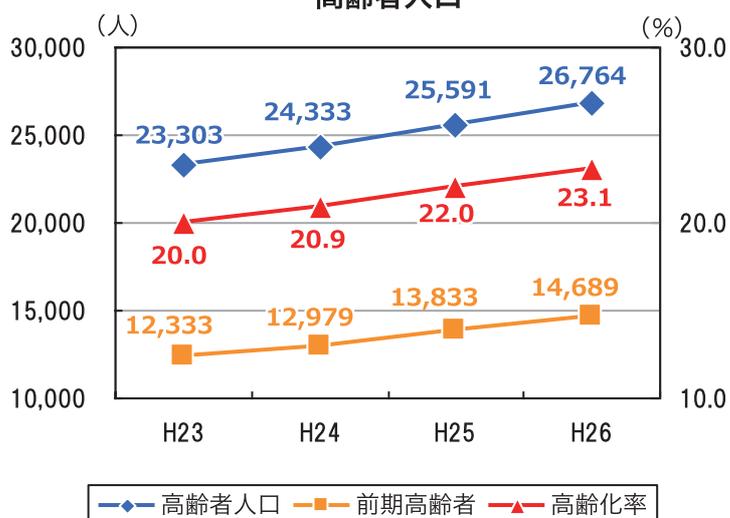
現状

本市の65歳以上の人口割合は、平成27年10月1日現在で24.1%です。平成37年(2025年)の推計(第6期高齢者福祉計画)では、30.1%とおおむね3人に1人が高齢者となる見込みです。高齢化の進展や平均寿命の延伸に伴い、要介護(要支援)高齢者、認知症高齢者、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者、介護サービスや生活支援等の各種支援が必要な高齢者等が増加し続けている状況にあります。

一方で、元気で意欲のある高齢者の増加も予想されることから、いつまでも介護を必要とせず健康で生きがいを持って暮らせるよう、社会活動や地域活動、健康づくりなどの様々な活動の場所づくりや機会への参加の支援と、さらには、高齢者が社会活動や地域社会を支える担い手として活躍できる仕組みづくりが求められています。

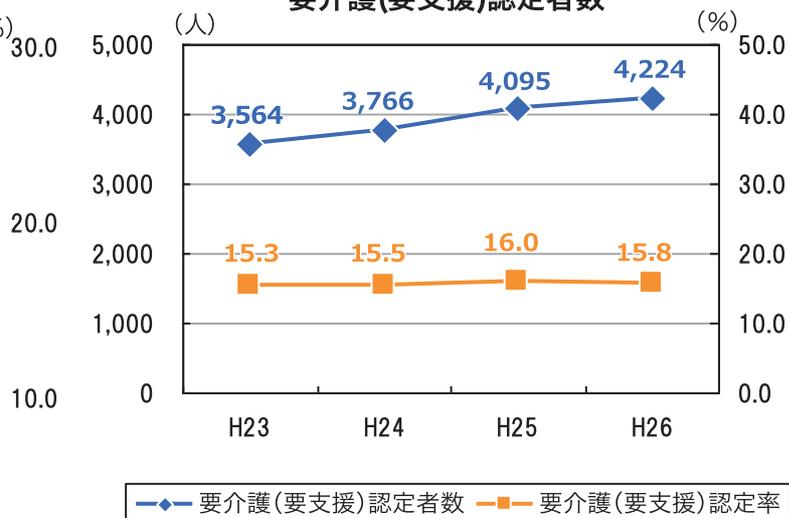
「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)への対応にむけて、介護が必要な状態になっても、住まい、医療、介護、予防及び生活支援が、専門職、関係機関・団体、事業者、地域住民等により一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築が求められています。

高齢者人口



◆栃木県：毎月人口調査

要介護(要支援)認定者数



◆厚生労働省：介護保険事業状況報告

課題

- 高齢者が地域で交流できる場所づくりの推進
- 高齢者の社会参加活動による生きがいづくり、健康づくり及び介護予防の推進
- 高齢者の在宅生活の支援
- 介護保険制度の持続可能性の確保
- 身体状況に応じた適切な介護サービスを受けられる環境の確保

具体的な施策

- ① 高齢者の社会参加を促進する
- ② 地域包括ケアシステムを構築する
- ③ 介護保険の適正な運営を推進する

目指すまちの姿

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせる
まちになっています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H26 (基準年度)	R4 (目標年度)	
① 高齢者の社会参加を促進する	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の居場所づくりの促進 高齢者の社会参加の促進 	介護支援ボランティアポイント事業*登録者数	0人	200人	高齢福祉課
② 地域包括ケアシステムを構築する	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備 多様な主体による介護予防に取り組む「通いの場」の活動支援 高齢者の在宅生活の支援 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制整備 地域包括支援センターの機能強化 	住民主体の介護予防に取り組む「通いの場」の数	0か所	40か所	高齢福祉課
③ 介護保険の適正な運営を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の計画的な運営 必要なサービスの確保 サービス事業者のサービスの向上 	要介護3以上の100人当たりの地域密着型特別養護老人ホーム床数	6.8床	11.0床	高齢福祉課



住民運営の「通いの場」での健康づくり



地域住民が集えるふれあいの場

関連する計画

高齢者福祉計画(第6期～第8期：平成27～35年度)

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制

※介護支援ボランティアポイント事業：65歳以上の要介護(要支援)認定を受けていない高齢者が、市内の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合、本人の希望により、活動実績に応じて付与されるポイントを商品券と交換することができる事業